

第151回定時株主総会 その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

神奈川中央交通株式会社

上記の事項につきましては、法令及び定款第16条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主の皆さまに対して交付する書面には記載しておりません。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 毎月および臨時に開催する取締役会においては、会社の経営上の重要な意思決定を行い、毎週開催する執行役員会においては、その他の重要事項を付議決定するほか、使用人も出席する経営会議においては、経営戦略および経営上の重要事項を協議するなど、経営判断の適正化を図っております。
 - ロ. 決定事項等については、情報開示委員会による検討を経て、適時適切な情報開示を実施しております。
 - ハ. 金融商品取引法に基づく財務報告については、その信頼性の確保に必要な体制を構築しております。
 - ニ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で臨んでおります。
 - ホ. 内部統制の有効性確保のため、取締役社長直轄の監査室は、法令、定款および社内規則等の遵守状況について監査を行っております。
 - ヘ. 自浄システムとして、すべてのグループ会社が利用できる「コンプライアンスホットライン」を整備、運用し、その通報内容等については監査等委員会および取締役会において報告を行っております。
 - ト. 横断的な組織であるリスクマネジメント委員会は、コンプライアンス体制の確立に必要な事項の検討、啓蒙を進めております。
 - チ. 監査等委員会は、「監査等委員会監査等基準」に則り、取締役会と協働して会社の監督機能の一翼を担い、かつ、取締役の職務執行の監査をするとともに、内部統制システムの構築・運用状況を監視および検証しております。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
法令および「文書取扱規程」等の社内規則に従い、適切に保存し、かつ管理を行っております。
- ③ 当社およびグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 事業活動に係る様々なリスクについては、社内規則やマニュアルの整備等により対応するほか、大規模災害を想定した事業継続計画を当社およびグループ会社において策定しており、リスク顕在化の防止と万一顕在化した場合の損失の極小化を図っております。

- . 公共交通事業者としての社会的責任を踏まえ、輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、「運輸安全推進委員会」を設置するなど、絶えず輸送の安全性の向上に努めております。
 - ハ. リスクマネジメント委員会は、リスクに関する具体的な施策についての全社的な調整に当たっております。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 取締役会の業務執行の一部を取締役に委任することにより、業務執行機能と監督機能の分離を図るとともに、執行役員制度により、執行権限および執行責任の明確化を図り、経営の機動性を高めます。各取締役および執行役員は、担当部門の現況と課題の把握に努め、取締役会、執行役員会等において適確かつ迅速な意思決定を行っております。
- ⑤ 当社およびグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 役員の兼任、派遣によりガバナンスの向上およびグループ会社各社の取締役会の監督機能の強化を図るとともに、定期的開催されるグループ社長会を通じて経営方針を徹底します。グループ会社は、重要事項について社内基準に基づき、当社に対して合議または報告を行っております。
 - . リスクマネジメントについては、各種研修を実施し、また、「コンプライアンス・マニュアル」の配布等を通じてグループ全体としての体制の充実と意識の向上を図っております。
 - ハ. 監査等委員会および監査室は、グループ会社に対する監査を定期的に行っております。
- ⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
- 監査等委員会が職務を円滑に遂行し、監査の実効性を高めるため、監査等委員会事務局を設置し、専任の使用人を配置しております。当該使用人の人事については監査等委員会と協議のうえ決定し、職務の執行にあたっては監査等委員である取締役の指揮命令に服しております。
- ⑦ 当社およびグループ会社の取締役等が監査等委員会に報告をするための体制、その他監査等委員会への報告に関する体制
- イ. 取締役および執行役員は、監査等委員会に対して定期的な業務状況の報告のほか、当社またはグループ会社における著しい損害の発生やそのおそれ、あるいは法令や定款に反する不当行為等が判明した場合、遅滞なく報告を行っております。

- . 監査等委員会は、必要に応じて当社およびグループ会社の取締役、執行役員および使用人に対して、職務執行に関する報告を求めることができます。また、それに応じた者に対して不利益な取り扱いがなされないことがないよう徹底しております。

- ⑧ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は、監査計画に基づき職務を執行するとともに、会計監査人および監査室より監査等の報告を定期的に受け、また、取締役、執行役員および各部署との情報の共有化に努めるほか、必要に応じて代表取締役とは意見交換を行い、意思の疎通を図っております。これらに必要な費用については、監査等委員会は当社に対して請求し、前払または償還を受けております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役および使用人の職務の執行の適正性および効率性等を確保する体制
 - イ. 法令および社内規程に基づき、定期的または臨時に取締役会を開催し、取締役の職務の執行の監督を行うとともに、毎週開催する執行役員会とあわせて、適確かつ迅速な意思決定を行いました。
また、使用人も出席する経営会議においては、経営戦略および経営上の重要事項を協議するなど、経営判断の適正化を図りました。
 - . 取締役会における決定事項等や金融商品取引法に基づく財務報告については、情報開示委員会による検討を経て、適時適切な開示を実施しました。
 - ハ. 取締役社長直轄の監査室は、監査計画に基づき当社およびグループ会社の監査を行いました。
 - 二. 「コンプライアンス・ホットライン」の運用にあたっては、当社監査室および外部の第三者機関による通報窓口においてコンプライアンス上問題があると考えられる行為を把握するとともに、その通報内容等については、監査等委員会および取締役会において報告を行いました。
- ② 当社およびグループ会社から成る企業集団の業務の適正等を確保する体制
 - イ. 役員の兼任、派遣によるガバナンスの向上およびグループ会社各社の取締役会の監督機能の強化を図るとともに、定期的に開催されるグループ社長会を通じて経営方針を徹底しました。また、グループ会社は当社に対して重要事項の合議、報告を行いました。
 - . 大規模災害を想定して策定している事業継続計画に基づき、当社およびグループ会社で協力して訓練を実施しました。
 - ハ. 当社をはじめとする乗合業および貸切業各社合同で設置する運輸安全推進委員会

を随時開催し、輸送の安全性の向上に努めました。

- 二. 当社およびグループ会社の役員、管理職等を対象にリスクマネジメントに関する講演会や研修を実施しました。また、グループ会社全社員に向けて「コンプライアンス・マニュアル」を配布しているほか、リスクマネジメントに係る資料の配信を定期的に行いました。

③ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査等委員会は、「監査等委員会監査等基準」「内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準」および監査計画に基づき、往査や資料閲覧などをもって職務を執行しました。
- ロ. 監査等委員会は、会計監査人、取締役および監査室をはじめとする各部署から報告を受けるなど、情報共有に努めました。また、代表取締役および各取締役、執行役員とも随時意見を交換し意思疎通を図りました。
- ハ. 監査等委員会事務局を設置し、監査等委員会の職務執行の円滑化と監査の実効性向上を図りました。なお、監査等委員会事務局には、監査等委員会と協議のうえ決定した専任の使用人を配置しました。

連結株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
当 期 首 残 高	3,160	723	44,201	△938	47,146
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			433		433
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	3,160	723	44,635	△938	47,580
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△981		△981
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			5,083		5,083
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	4,102	△1	4,100
当 期 末 残 高	3,160	723	48,737	△939	51,681

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額			非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	6,954	70	7,024	5,101	59,272
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額					433
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	6,954	70	7,024	5,101	59,706
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△981
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					5,083
自 己 株 式 の 取 得					△1
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△957	△19	△977	572	△404
当 期 変 動 額 合 計	△957	△19	△977	572	3,696
当 期 末 残 高	5,996	50	6,046	5,674	63,402

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 17社
- ・主要な連結子会社の名称 神奈中タクシー株式会社
株式会社神奈中スポーツデザイン
株式会社神奈中商事
神奈川三菱ふそう自動車販売株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の数及び名称

- ・持分法適用の関連会社数 1社
- ・会社等の名称 大山観光電鉄株式会社

② 持分法を適用しない関連会社の名称等

- ・会社等の名称 株式会社朋栄
- ・持分法を適用していない理由 株式会社朋栄は、当期純損益及び利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券 償却原価法を採用しております。
- ・その他有価証券

市場価格のない株式等以外 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は
のもの 移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等 主として移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・分譲土地建物 個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

- ・その他の棚卸資産 主として、移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。
- ② 固定資産の減価償却の方法
 - イ. 有形固定資産 (リース資産を除く) 1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、その他の固定資産については、10社が定率法、1社が定率法・定額法の併用、7社が定額法を採用しております。
 - ロ. 無形固定資産 (リース資産を除く) 定額法を採用しております。
 - ハ. リース資産
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- ③ 引当金の計上基準
 - イ. 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ロ. 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - ハ. 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社及び連結子会社1社が内規に基づく期末要支給額を計上しております。
 - ニ. 環境対策引当金 環境対策に係る支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。
- ④ 収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業における顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

「乗合バス事業」、「貸切バス事業」はバスによる旅客運送を行っており、「タクシー事業」はタクシーによる旅客運送を行っております。「乗合バス事業」における定期券以外の収入、「貸切バス事業」及び「タクシー事業」における収入は一時点で履行義務が充足されるため、顧客への輸送サービスが完了した時点で収益を認識しております。「乗合バス事業」における定期券収入については、一定期間にわたり履行義務が充足されるため、定期券の通用期間の経過により履行義務が充足されると判断し収益を認識しております。

「分譲事業」は主として不動産の販売を行っており、「賃貸事業」は不動産の賃貸を行っております。「分譲事業」については一時点で履行義務が充足されるため、顧客へ不動産を引渡した時点で収益を認識しております。「賃貸事業」については、「リース取引に関する会計基準」に基づき賃貸期間に応じて収益を認識しております。なお、「賃貸事業」における収入の一部のうち、代理人と判断したものについては、他の当事者の役務提供と交換に受け取る額から当該他の当事者に支

払う額を控除した純額を収益として認識しております。

「商用車販売事業」はバスやトラック等の販売や整備を行い、「輸入車販売事業」は輸入車の販売や整備を行っております。「商用車販売事業」及び「輸入車販売事業」については、一時点で履行義務が充足されるため、車両の販売は主に車両の登録時点、車両の整備は役務提供完了時点で収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ. 繰延資産の処理方法

社債発行費 支出時に全額費用計上しております。

ロ. ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

ハ. 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数による定額法により費用処理し、数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑥ のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等(以下、「法人税等」という。)について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及びその他の包括利益に区分して計上することとし、その他の包括利益累計額に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することとしました。なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又はその他の包括利益に関連しており、かつ、株主資本又はその他の包括利益に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合に係る税効果の取扱いについて、当該子会社株式等を売却した企業の計算書類において、当該売却損益に係る一時差異に対して繰延税金資産又は繰延税金負債が計上されているときは、従来、連結決算手続上、当該一時差異に係る繰延税金資産又は繰延税金負債の額は修正しないこととしておりましたが、当該一時差異に係る繰延税金資産又は繰延税金負債を取り崩すこととしました。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。この結果、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及適用後の期首残高は433百万円増加しております。

4. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取補償金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より区分掲記することとしました。なお、前連結会計年度の「営業外収益」の「その他」に含まれる「受取補償金」は10百万円であります。

5. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

神奈川中央交通株式会社に係る金額

繰延税金資産 一百万円

繰延税金負債 1,922百万円

なお、繰延税金資産と繰延税金負債は、双方を相殺して表示しており、相殺した金額は1,719百万円であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

繰延税金資産は、将来減算一時差異および税務上の繰越欠損金のうち取締役会で承認された直近の事業計画を基礎として見積もられた課税所得に基づき、回収可能と判断した金額を計上しております。

② 主要な仮定

当社の主力事業である乗合バス事業において、足元の旅客需要は定期券利用を中心として堅調に推移しております。2025年4月以降も概ね同様に推移するものと想定したうえで課税所得の見積りを行っております。将来の課税所得の見積りに用いた主要な仮定は、乗合バス事業の運送収入に影響を与える輸送人員であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

繰延税金資産は将来の課税所得の見積りに依存するため、旅客需要等が仮定と大幅に乖離した場合、現時点の見積りと異なる場合があります。

6. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

7. 誤謬の訂正に関する注記

該当事項はありません。

8. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

商品及び製品	705百万円
建物及び構築物	4,484百万円
土地	6,160百万円
計	11,350百万円

上記に対応する債務

支払手形及び買掛金	594百万円
短期借入金	3,831百万円
長期借入金（1年内の返済予定額を含む）	5,317百万円
長期預り保証金	60百万円
固定負債「その他」	964百万円
計	10,768百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 104,698百万円

9. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式(千株)	12,600	－	－	12,600

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式(千株)	328	0	－	328

(注) 普通株式の自己株式数は単元未満株式の買取により312株増加しております。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株 式 の 種 類	配 当 金 の 総 額	1 株 当 た り 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年6月27日 定 時 株 主 総 会	普 通 株 式	490百万円	40.00円	2024年 3月31日	2024年 6月28日
2024年10月30日 取 締 役 会	普 通 株 式	490百万円	40.00円	2024年 9月30日	2024年 11月21日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株 式 の 種 類	配 当 金 の 総 額	配 当 の 原 資	1 株 当 た り 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年6月27日 定 時 株 主 総 会	普 通 株 式	613百万円	利 益 剰 余 金	50.00円	2025年 3月31日	2025年 6月30日

10. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループの資金運用については、短期的な預金等に限定し、また、資金調達は、市場環境や金利動向等を総合的に勘案の上、借入金及び社債等により行っております。

デリバティブ取引は、借入金の金利及び商品（燃料）の市場相場変動リスク等を回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針です。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、主に各事業部門において取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、業務上の関係を有する企業の株式等であり、定期的に時価や発行体（主として取引先企業）の財務状況等の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に設備投資及び運転資金に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、当該リスクを回避し支払利息及び返済金額の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用に当たっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額
①投資有価証券	17,620	17,616	△4
②社債	(22,000)	(21,636)	△363
③長期借入金	(27,333)	(26,922)	△411
④長期預り保証金	(3,007)	(2,947)	△60

（※）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：レベル 1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
上場株式	17,532	—	—	17,532

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的債券				
国債	84	—	—	84
社債	—	(21,636)	—	(21,636)
長期借入金	—	(26,922)	—	(26,922)
長期預り保証金	—	(2,947)	—	(2,947)

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

① 投資有価証券

上場株式、国債、地方債及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

② 社債、並びに ③ 長期借入金

社債、並びに長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

④ 長期預り保証金

長期預り保証金の時価については、契約により返済期間が見積もられるものについては、その将来キャッシュ・フローを国債利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額243百万円）については、市場価格がないため、「①投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 賃料の前受に当たるもの（連結貸借対照表計上額1百万円）については、その性質上金融商品の時価開示の対象外のため、「④長期預り保証金」には含めておりません。

また、契約により返済期間が定められていないもの（連結貸借対照表計上額136百万円）については、実質的な預託期間を算定することが困難であることから、「④長期預り保証金」には含めておりません。

11. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、神奈川県その他の地域において、店舗・商業施設等（土地を含む。）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
36,831	62,303

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額または、適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく金額によっております。

12. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下の通りであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他の 事業	計
	旅客自動車 事業	不動産事業	自動車 販売事業		
主要な財又はサービスライン					
乗合バス事業	44,612				44,612
貸切バス事業	2,159				2,159
タクシー事業	9,886				9,886
分譲事業		1,287			1,287
賃貸事業		175			175
商用車販売事業			24,253		24,253
輸入車販売事業			9,884		9,884
その他				20,310	20,310
顧客との契約から生じる収益	56,658	1,463	34,138	20,310	112,570
その他の収益	363	5,180	—	34	5,578
外部顧客への売上高	57,022	6,643	34,138	20,345	118,149

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記(4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は主に、「乗合バス事業」における定期券の通用期間の未経過部分について受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	科目	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	売掛金	8,967
	受取手形	415
契約資産	契約資産	51
契約負債	流動負債その他	1,930

当連結会計年度に認識された収益の内、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

13. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 4,704円37銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 414円28銭 |

14. 重要な後発事象に関する注記

(共通支配下の取引等)

当社は、2025年4月1日を効力発生日とし、当社の完全子会社である神奈川中央交通東株式会社及び神奈川中央交通西株式会社を吸収合併いたしました。

なお、当該吸収合併の概要は以下のとおりであります。

1.取引の概要

(1)結合当事企業の名称及び当該事業の内容

(吸収合併存続会社)

会社の名称…神奈川中央交通株式会社

事業の内容…旅客自動車事業・不動産事業・ホテル事業

(吸収合併消滅会社①)

会社の名称…神奈川中央交通東株式会社

事業の内容…旅客自動車事業・運行管理受託事業

(吸収合併消滅会社②)

会社の名称…神奈川中央交通西株式会社

事業の内容…旅客自動車事業・運行管理受託事業

(2)企業結合日

2025年4月1日

(3)企業結合の法的形式

神奈川中央交通株式会社を吸収合併存続会社とし、神奈川中央交通東株式会社及び神奈川中央交通西株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併

※本合併は、当社においては会社法第796条第2項に基づく簡易合併、神奈川中央交通東株式会社及び神奈川中央交通西株式会社においては、会社法第784条第1項に基づく略式合併であるため、いずれにおいても、株主総会の決議による承認を受けることなく行いました。

(4)結合後企業の名称

神奈川中央交通株式会社

(5)企業結合の目的

乗合バス事業はモータリゼーションの進展を背景に輸送人員の減少が続く厳しい事業環境のなか、当社では地域公共交通の維持のため、事業環境の変化に応じて乗合バス事業の再編を実施してきました。

近年バス業界では乗務員の採用環境の悪化と共に、2024年4月に改正・施行されたバス運転者の改善基準告示により必要な乗務員数が増加することで人手不足が拡大し、現在の輸送力を維持していく事が困難な状況になりつつあります。今後は生産年齢人口の減少や高齢化の進展による人口構造の変化により輸送人員の減少が見込まれ、このような構造的変化に対応した地域公共交通を再構築していくことが重要であるとの認識から、現在3社体制で運営している乗合バス事業を1社体制に再編し、運営の効率化を図り、また、当社に集約することで採用活動を強化し、中期経営計画で掲げている重点課題の一つである「持続可能なモビリティサービスの実現」を目指します。

2.実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたします。

15. その他の注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資 本 金 準 備 金	資 本 金 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	配 当 引 当 金	土 地 収 用 等 圧 縮 積 立 金	別 途 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計
当 期 首 残 高	3,160	337	337	790	94	373	3,863	21,211	26,332
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当								△981	△981
当 期 純 利 益								3,226	3,226
自己株式の取得									
土地収用等圧縮積立金の取崩							△11	11	－
税率変更による積立金の調整額							△4	4	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△16	－	2,260	2,244
当 期 末 残 高	3,160	337	337	790	94	357	3,863	23,472	28,577

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等 そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	純 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計		
当 期 首 残 高	△938	28,891	5,325	34,217
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△981		△981
当 期 純 利 益		3,226		3,226
自己株式の取得	△1	△1		△1
土地収用等圧縮積立金の取崩		－		－
税率変更による積立金の調整額		－		－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△1,193	△1,193
当期変動額合計	△1	2,243	△1,193	1,050
当 期 末 残 高	△939	31,135	4,132	35,267

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|-----------------------|--|
| イ. 満期保有目的の債券 | 償却原価法を採用しております。 |
| ロ. 子会社及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法を採用しております。 |
| ハ. その他有価証券 | |
| ・ 市場価格のない株式等
以外のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 |
| ・ 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法を採用しております。 |

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|------------|--|
| イ. 分譲土地建物 | 個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。 |
| ロ. 商品及び貯蔵品 | 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、不動産賃貸事業、ホテル事業の有形固定資産、「車両及び運搬具」のうちバス車両、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備、構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額に基づき計上しております。

- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。
- ④ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ⑤ 関係会社事業損失引当金 関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案し、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

「乗合バス事業」はバスによる旅客運送を行っており、定期券以外の収入は一時点で履行義務が充足されるため、顧客への輸送サービスが完了した時点で収益を認識しております。定期券収入については、一定期間にわたり履行義務が充足されるため、定期券の通用期間の経過により履行義務が充足されると判断し収益を認識しております。

「分譲事業」は主として不動産の販売を行っており、「賃貸事業」は不動産の賃貸を行っております。「分譲事業」については一時点で履行義務が充足されるため、顧客へ不動産を引渡した時点で収益を認識しております。「賃貸事業」については、「リース取引に関する会計基準」に基づき賃貸期間に応じて収益を認識しております。なお、「賃貸事業」における収入の一部のうち、代理人と判断したものについては、他の当事者の役務提供と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費 支出時に全額費用計上しております。

② ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等(以下、「法人税等」という。)について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及び評価・換算差額等に区分して計上することとし、評価・換算差額等に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することとしました。なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又は評価・換算差額等に関連しており、かつ、株主資本又は評価・換算差額等に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、計算書類に与える影響はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取補償金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より区分掲記することとしました。なお、前事業年度の「営業外収益」の「その他」に含まれる「受取補償金」は9百万円であります。

5. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

当事業年度の計算書類に計上した金額および算出方法は、連結注記表「5. 会計上の見積りに関する注記」の内容と同一であります。

6. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

7. 誤謬の訂正に関する注記

該当事項はありません。

8. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務	
建物	1,332百万円
土地	3,663百万円
計	4,996百万円
上記に対応する債務	
短期借入金	2,100百万円
長期借入金（１年内の返済予定額を含む）	2,900百万円
長期預り敷金	954百万円
長期預り保証金	60百万円
固定負債「その他」	10百万円
計	6,025百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	83,498百万円
(3) 保証債務	
関係会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。	
株式会社神奈中アカウンティングサービス	5,000百万円
(4) 関係会社に対する金銭債権及び債務	
① 短期金銭債権	309百万円
② 長期金銭債権	1,817百万円
③ 短期金銭債務	6,321百万円
④ 長期金銭債務	25百万円

9. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高	
売上高	1,343百万円
仕入高	19,095百万円
(2) 営業取引以外の取引による取引高	6,962百万円

10. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	328,810株
------	----------

11. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

税務上の繰越欠損金	603百万円
減損損失	588百万円
関係会社事業損失引当金	348百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	323百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	286百万円
投資有価証券評価損	251百万円
関係会社株式評価損	226百万円
資産除去債務	96百万円
未払費用	69百万円
その他	170百万円
繰延税金資産小計	2,964百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,244百万円
評価性引当額小計	△1,244百万円
繰延税金資産合計	1,719百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△1,841百万円
退職一時金信託設定益	△1,549百万円
土地収用等圧縮積立金	△163百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△39百万円
その他	△46百万円
繰延税金負債合計	△3,642百万円
繰延税金負債の純額	△1,922百万円

12. リース取引に関する注記

オペレーティング・リース取引

貸主側

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1 年内	397百万円
1 年超	1,010百万円
合計	1,408百万円

13. 関連当事者との取引に関する注記

属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社 の子会社	(株)小田急SCディ ベロップメント	—	不動産の賃貸借	不動産賃貸	240	前払費用	0
				不動産賃借	3	敷金および保証金	2
				—	—	前受収益	20
				—	—	長期預り敷金	1,200
子 会 社	神奈川中央交通東(株)	所有 直接 100.00	当社が乗合バス事業 の運行を委託等	不動産賃貸	180	売掛金	6
				バス事業売上等	98	未収入金	52
				業務委託料等	7,007	流動資産「その他」	43
				—	—	買掛金	213
				—	—	未払金	44
				—	—	未払費用	658
				—	—	預り金	1
				—	—	売掛金	5
	神奈川中央交通西(株)	所有 直接 100.00	当社が乗合バス事業 の運行を委託等	不動産賃貸	118	売掛金	5
				バス事業売上等	84	未収入金	9
				業務委託料等	5,197	流動資産「その他」	29
				—	—	買掛金	147
				—	—	未払金	49
				—	—	未払費用	429
				—	—	預り金	0
				—	—	売掛金	0
	神奈川三菱ふそう 自動車販売(株)	所有 直接 54.77	当社が車両を購入等	不動産賃貸等	3	売掛金	0
				車両等の購入	3,601	流動資産「その他」	0
				—	—	買掛金	27
				—	—	未払金	2
	(株)神奈中商事	所有 直接 100.00	当社が燃料・車両部品 等を購入等	—	—	前受収益	0
				不動産賃貸	48	売掛金	28
				バス事業売上等	164	未収入金	0
				燃料・車両部品 等の購入	3,552	流動資産「その他」	0
				車載機器等の 購入	1,712	買掛金	665
				廃車車両の売却	8	未払金	216
				—	—	預り金	13
				—	—	前受収益	4
				—	—	長期預り敷金	25
	(株)神奈中アカウン ティングサービス	所有 直接 100.00	資金の借入、業務委 託、債務保証等	資金の借入	2,902	流動資産「その他」	0
				資金の預入	50	買掛金	0
				受取利息	0	短期借入金	3,191
				支払利息	38	未払金	8
				その他の事業売上等	2	—	—
				業務委託料	88	—	—
				債務保証	5,000	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 不動産賃料、不動産賃貸借による敷金保証金等については、その都度交渉の上、一般取引条件と同様に決定しております。
- (2) 車両等の購入及び燃料・車両部品・車載機器等の購入については、市場価格を勘案して一般的な取引条件と同様に決定しております。
- (3) 当社グループは、グループ全体の効率的な資金運用・調達を行うためにCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）を導入しております。なお、取引金額は期中の平均残高を記載しております。また、利息については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- (4) 株式会社神奈中アカウンティングサービスの金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

14. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

15. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,874円02銭
(2) 1株当たり当期純利益	262円93銭

16. 重要な後発事象に関する注記

(共通支配下の取引等)

当社は、2025年4月1日を効力発生日とし、当社の完全子会社である神奈川中央交通東株式会社及び神奈川中央交通西株式会社を吸収合併いたしました。

当該吸収合併の概要は、連結注記表「14. 重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

17. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

18. その他の注記

該当事項はありません。